

## 【資料2】

### 令和6年度女性の新規就業支援事業業務委託仕様書

#### 1 目的

女性の新規就業を促進するため、結婚や出産等で離職するなどして現在積極的な就職活動を行っていない女性を対象に、県内就業に対しての意識啓発や就業支援、受入企業の意識啓発等を行い、労働力不足の解消や女性の活躍支援につなげる。

#### 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

#### 3 本事業の対象者

##### (1) 求職者

原則として、秋田県内外の全年齢の女性未就業者を対象とするが、その中で、結婚・出産・子育て等の理由で離職し、現在積極的な就職活動を行っていない女性を主な対象とする。

##### (2) 県内企業

秋田県内に本社、支社または営業所を有する企業

#### 4 業務委託内容

##### (1) 事業推進コーディネーターの配置

事業推進コーディネーターを配置し、女性求職者からの相談対応やフォローアップなど就業に向けた伴走支援を行うこと。なお、本業務では就職の斡旋は行わない。

ア 女性からの相談業務、女性求職者の掘り起こしや再就職支援等の企画・運営を実施できる能力及び経験を有すると認められる者を1名配置すること。キャリアコンサルタント等の資格を有する者や相談業務等の経験を有する者が望ましい。

イ 事業推進コーディネーターは本事業の実施に係る責任者として、次の①から⑤までに掲げる業務を行う。

- ① 県外の女性を含む再就職を目指す女性の相談対応
- ② 参加者に対する就業に向けたフォローアップ
- ③ 各イベントの効果的な事業運営に向けたコーディネート
- ④ 関係団体と連携した女性求職者の掘り起こし
- ⑤ 女性求職者や企業のニーズ分析、効果検証等

ウ 上記①、②については、女性求職者から就業に関する相談を受け付けるため、相談サポート体制を整備するとともに、(2)や(4)において実施したセミナーや合同就職説明会等の参加者に対してヒアリング等を実施し、個々の就職活動状況を把握するほか、必要に応じてキャリアカウンセリングの実施や関係機関への誘導を図ること。

エ 上記⑤については、(2)～(4)の各事業に参加した求職者及び企業等を対象に、求職者、企業それぞれの勤務時間等の労働条件や業務内容等に関するニーズ調査、分析を行う

こと。分析結果は、県を通じてハローワーク、あきた就職活動支援センター等の就業支援機関に情報提供するほか、各事業実施の際に活用すること。

オ 実施時期：令和7年3月まで

## (2) 求職者の掘り起こしに関する業務

離職後のブランクや仕事と家庭の両立等の就職への不安を解消し、就業意欲を高めて具体的な就職活動に向かう動機付けとなるよう、求職者の掘り起こしに有効な取組を行うこと。なお、当該業務内容については、在宅ワークに関心のある女性に対し、在宅ワーク業務の一連の知識及び実践的なスキルを身に付けるための取組や在宅ワークを実施する企業とのマッチング機会を取り入れること。

ア 積極的に就職活動を行っていない女性にも参加してもらうため、効果的な実施内容、開催方法、開催場所等を工夫すること。また、必要に応じて託児サービスを設ける等、子育て中の女性でも参加しやすい内容とすること。

イ オンラインを活用した取組も行い、県内在住の女性だけでなく、県内企業への就職を考えている県外在住の女性にも参加を呼びかけ、更なる女性求職者の掘り起こしを行うことができるよう工夫すること。

ウ 実施にあたっては、参加者の今後の就職活動につながるよう、ハローワークやあきた就職活動支援センター等の就業支援機関と積極的に連携し、就業支援機関の情報提供や就業支援機関への誘導を行うこと。

エ 取組の例

セミナー、ロールモデルとなる働く女性との交流会、各種イベントでのPR 等

オ 実施時期：令和7年2月まで

## (3) 企業の中途採用掘り起こしに関する業務

県内企業に対して、女性の多様な働き方のニーズに応じた労働条件緩和の検討や積極的な採用を促すための啓発を行うこと。

ア 実施内容は、企業が、仕事と家庭の両立等の女性の多様なニーズに応じた働き方を理解し、女性の中途採用、職場定着につなげるために効果的な内容とする。

イ 取組の例

セミナー・講座、女性の活躍推進に取り組んでいる企業との情報交換会、専門家派遣などの個別支援 等

ウ 実施時期：令和7年2月まで

## (4) マッチング支援に関する業務

女性求職者と県内企業とのマッチング支援に向けて有効な取組を実施すること。なお、子育て中の女性の採用に積極的な県内企業を訪問し、就業現場の見学や会社で働く方々との意見交換等を行う機会を取り入れること。

ア 実施にあたっては、会場にハローワークの出張相談窓口を設ける等、ハローワークやあきた就職活動支援センター等の就業支援機関と積極的に連携を図ること。

イ 開催場所、開催時間帯を工夫し、必要に応じて託児サービスを設ける等、子育て中の女

性でも参加しやすい内容とすること。

ウ オンラインを活用した取組も行い、県内外の女性求職者と県内企業のマッチング機会を創出すること。

エ 取組の例

合同就職説明会（対面・オンライン）、女性活躍やワークライフバランスが充実している企業をグループ化した職場体験バスツアー 等

オ 実施時期：令和7年2月まで

#### (5) 広報活動

女性の就業意欲向上及び(2)～(4)の各事業の参加者募集に関する広報を実施すること。

ア 広報の主なターゲットは、子育て世代女性(20～40歳代)とする。

イ 各事業の実施にあたり、女性の目にとまりやすいよう、チラシ作成やWeb広告、フリーペーパー等効果的な広報媒体を活用し、集客を図ること。

ウ SNSによる情報発信

SNSを活用して、事業告知、開催状況のレポート、その他女性の就業支援に関する情報の発信を行うこと。なお、実施に当たっては県で指定するアカウントを使用すること。

エ 広報の実施に当たっては、女性の新規就業支援事業のプロジェクト名称「SHE project AKITA」及びロゴマークを使用すること。

#### (6) ウェブサイトによる情報発信

女性の新規就業支援事業ウェブサイトSHE project AKITA(以下「SHE project AKITA ウェブサイト」という)による情報発信を行うこと。

情報発信の内容

ア (2)～(4)の各事業の告知及び開催状況のレポート

イ 子育てしながら働きやすい県内企業情報

- ・県が定める掲載基準を満たす、子育てしながら働きやすい企業情報の収集、SHE project AKITA ウェブサイトへの掲載、掲載情報の内容確認(年1回)を行うこと。
- ・令和6年度中の新規掲載企業数は10社以上とする。

ウ その他女性の就業支援に関する情報

#### (7) その他の業務

ア 参加者及び参加企業の募集

(i) 募集チラシやSHE project AKITA ウェブサイト等各種媒体を活用し、各事業の参加者及び参加企業の募集を行うこと。

(ii) 参加申込書の受付、取りまとめ及び参加者、参加企業への開催案内に関する事務は受託者が行うものとする。ただし、参加申込みが定員を上回る等調整が必要な場合には、県と協議の上決定するものとする。

イ アンケート調査の実施

(i) 事業効果を把握するため、(2)～(4)の各事業毎に参加者アンケート調査を実施し、その結果を分析して、調査結果を県に報告すること。

(ii) 調査項目は県と協議の上、受託者が作成する。

ウ 参加者の追跡調査

(2) 及び(4)の各事業の参加者に対し、就労状況(就職活動の状況、就労の有無、就労先の業種・職種、雇用形態等)に関する追跡調査を10月、3月の2回実施し、調査結果を県に報告すること。

(8) 共通事項

ア 業務管理責任者の配置

業務全般についての計画・立案・進捗管理等、本委託業務を統括する業務管理責任者を配置すること。

イ 工程表等の提出

契約締結後速やかに、作業工程表、業務管理責任者及び各業務担当者一覧を提出すること。

ウ 開催日時等

契約締結後速やかに、各業務の開催日、会場及び実施内容等について、県と事前協議を行うものとする。

エ 会場の手配等

会場の選定、手配及び支払については受託者が行うものとする。

オ 講師等の選定等

(i) セミナーや交流会等の講師、発表者等の選定、交渉、手配、謝金や旅費の支払については受託者が行うものとする。

(ii) 講師や発表者等は、十分な知識や経験を有する者を選定すること。

カ 参加イベント等の開拓等

各種イベント等でのPR等を実施する場合、参加イベント等の開拓、主催者との調整等は、県の協力のもと受託者が行うこととする。

キ 業務報告

次に掲げる区分に従い、実績等の報告を行うこと。

(i) 月次報告

- ・ 内 容 : 業務の進捗状況、実績(参加者数、アンケート結果など)
- ・ 提出期限 : 翌月10日まで

(ii) 実績報告

- ・ 内 容 : 実施業務の内容、実績(参加者数、就職者数など)、成果及び課題等
- ・ 提出期限 : 令和7年3月31日まで

5 成果目標

本事業における目標値は次のとおりとする。

新規女性就業者 175人以上

※正規雇用・非正規雇用、直接雇用・派遣就業、就業時間数、日数等就業の形態は問わない。

6 県との協議、関係機関との連携

(1) 事業計画の詳細について、県と協議しながら実施すること。

- (2) 県が開催する女性の新規就業支援プラットフォーム会議に参加し、事業実施状況や成果、課題等の報告を行うこと。（予定開催回数：年2回）
- (3) 事業の実施にあたっては、ハローワークやあきた就職活動支援センター等の就業支援機関、県内市町村、子育て支援機関、商工団体等の関係機関との連携を図ること。

## 7 契約に関する条件等

### (1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含む。

ただし、求職者及び企業への直接給付（ノベルティグッズ等の配布を含む）に係る経費は対象外とする。

### (2) 再委託等について

ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託することができるが、その場合は再委託する業務内容等について事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

### (3) 成果物の帰属等

本事業に関する成果物に関する著作権その他権利は、すべて県に帰属するものとする。

### (4) 機密の保持

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏洩について、万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。契約終了後も同様とする。

### (5) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

## 8 その他

- (1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のため必要な事項などは、必要の都度、受託者と県が打ち合わせを行いながら進めていくこととなるため、打ち合わせが実施可能な体制を整えること。
- (2) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から委託業務の内容の一部を臨機に中止又は変更することがある。この場合において、中止又は変更する内容は、県と協議のうえ決定するものとする。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。